

安芸市新複合交流施設 (旧市庁舎跡地)整備PFI事業

実施方針等に関する説明会及び現地見学会資料

令和8年1月29日

安芸市

タイムテーブル

内容	時間	場所
受付開始	13:00～	安芸市民会館 2階 会議室
説明会	13:30～14:00	
現地見学会	14:00～16:00	<ul style="list-style-type: none">・ 安芸市民会館・ 安芸市民図書館・ 安芸市女性の家・ 旧市庁舎跡地<ul style="list-style-type: none">- 西庁舎- 東庁舎- 北庁舎- 倉庫・和室- 北別館- 地域包括支援センター

説明事項

1 開会

2 事業の概要

2.1 これまでの検討経緯

2.2 事業の背景・目的

2.3 事業用地周辺の状況

2.4 事業用地の概要

3 実施方針等の概要

3.1 事業の基本方針

3.2 事業スキーム

3.3 事業期間

3.4 サービス対価及び事業者の収入

3.5 参加資格要件・実施体制

3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準

3.7 業務に関する要求水準

4 今後のスケジュール

4.1 事業開始に向けたスケジュール

4.2 実施方針等に関する質問及び意見の受付

4.3 実施方針等に関する個別対話

5 閉会

1

開会

2

事業の概要

2.1 これまでの検討経緯

年月	検討内容
平成30年	庁内検討プロジェクトチームの設置 ➤ 市庁舎及び安芸中学校の跡地活用の可能性や基本的な考え方を整理
令和元年	外部委員等による検討準備委員会の組織 ➤ 具体的な検討を進めるための手法や手順等に関する協議を実施
令和2年7月 ～令和4年11月	市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用検討委員会の開催 ➤ 学識経験者や関係機関、公募市民など、市長から委嘱を受けた14名の委員で構成される検討委員会を計8回にわたり開催 ➤ アンケート調査や市民ワークショップなど、複数の手法を組み合わせながら、跡地活用の方向性について意見交換を実施
令和5年3月	市役所庁舎及び市立安芸中学校跡地活用に関する報告書の提出 ➤ 上記検討委員会における検討結果を踏まえた両施設の跡地活用の方向性の取りまとめ
令和6年3月	旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用基本構想の策定 ➤ 上記報告書を基に、まちづくりの方針や両施設跡地周辺におけるまちづくりの課題、両跡地に求められる役割を踏まえ、旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地の活用に向けた基本的な考え方を整理
令和7年9月	旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地活用に関する基本計画（案）のパブリックコメント集計結果の公表
令和7年9月	旧市庁舎及び旧安芸中学校跡地活用に関する基本計画の策定 ➤ 事業の基本理念である「多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間」及び「スポーツ、学び、ビジネスなど新たなチャレンジを創造する空間」の実現のために必要な具体的な導入機能や施設構成、事業手法などを整理
令和7年12月	安芸市新複合交流施設（旧市庁舎跡地）整備PFI事業実施方針及び要求水準書（素案）の公表

2.2 事業の背景・目的

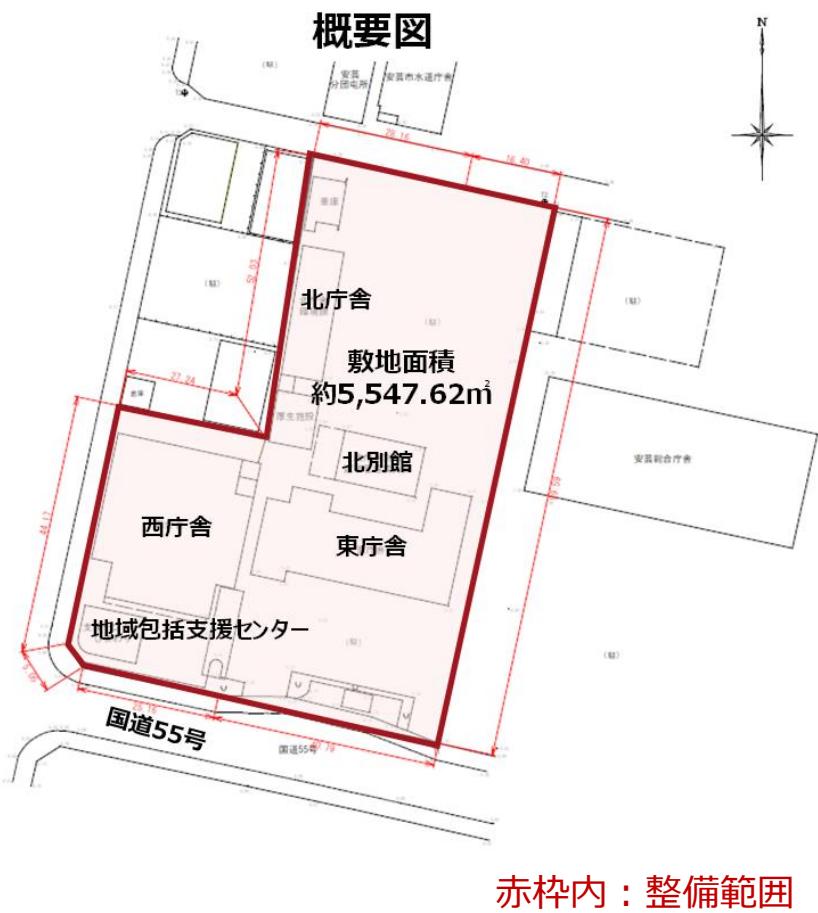
- 安芸市は、**南海トラフ地震等の大規模災害時における防災拠点機能及び行政機能の維持を目的に**、令和6年1月に、旧市役所庁舎（以下、「旧市庁舎跡地」。）から、土居地区の県道高台寺川北線・インター線交差点南西部高台へ新庁舎を整備・移転した。
- 旧市庁舎跡地は、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線安芸駅に近接する重要な拠点であるところ、今後より一層深刻化する少子高齢化に伴う人口減少や、人生100年時代の到来などといった社会・経済構造の変化、大規模災害等に対する市民の安全性を念頭に、その周辺地域に便益をもたらすことに止まらず、**市の新たな魅力創出や地域活性化に大きく寄与するような活用方法**が求められている。
- これらのことと踏まえ、令和6年3月に「旧市役所庁舎及び旧市立安芸中学校跡地活用基本構想」を策定し、旧市庁舎跡地に関する活用方針を定めた。さらに、令和7年9月には基本構想の内容を踏まえ、**事業の基本理念である「多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間」**の実現のために必要な具体的な導入機能や施設構成、事業手法などについて盛り込んだ基本計画を定めた。
- 本事業は、当該基本理念及び当該基本計画に基づき、**たくさんの人や世代、様々な活動をしている人たちが集まり、賑わいと活気あふれる安芸市のシンボルとなる新たな複合交流施設**を旧市庁舎跡地に整備するものである。

2.3 事業用地周辺の状況

- 旧市庁舎跡地は、市街地の中心地に位置しており、北はごめん・なはり線が東西に走り、将来的にはさらに北側に高規格道路が整備される。南側は国道55号に面し、周辺には県総合庁舎や警察署、国の出先機関などの官公庁が集中しているほか、飲食店や商店街、大型量販店、宿泊施設等も位置している。
- また、南側近くには中心商店街が位置しており、令和4年度に策定した安芸市中心商店街等振興計画に基づき各シーズンを通して開催されるイベント等によって、新たな賑わいが生まれるなど、一定数の観光客・交流人口の流入がある。



2.4 事業用地の概要(1/2)



所有者	安芸市
所在地	安芸市矢ノ丸一丁目1番40号
敷地面積	5,547.62m ²
都市計画	都市計画区域内 (用途地域の指定なし)
防火地域	指定なし
日影規制	指定なし
容積率 (建ぺい率)	400% (70%)
高さ制限	指定なし
その他の規制	建築基準法第22条区域 道路：北側は1-144消防署通り線、西側は1037駅前線、南側は国道55号に接道している。 上水：事業用地の接道3路線に整備されている。
インフラ整備状況	下水：事業用地の接道3路線に整備されている。 電気：事業用地の周囲に高圧地上配電線が整備されている。 通信：国道55号にインターネット・電話等の通信回線の地上配電線が整備されている。

2.4 事業用地の概要(2/2)

- 津波・地盤リスクの状況について、旧市庁舎敷地は、発生頻度の高い地震（L1）による津波で2～3メートル浸水し、**最大クラスの地震（L2）による津波で6.5メートル浸水する予測**が示されている。また、**西庁舎周辺の地盤では、液状化リスク**が指摘されている。

最大クラスの地震（L2）の際の津波浸水予測図



3

実施方針等の概要

3.1 事業の基本方針

事業コンセプト

【多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間】

- 多世代が交わり、地域を活性化させる賑わいの拠点
- 学びや情報発信、健康増進の拠点
- 誰もが安全・安心に利用できる施設
- 経済性や環境性に優れた、持続可能性の高い施設
- 民間と連携した事業効果の向上

導入機能

本事業にて整備する新しい複合交流施設の導入機能は以下のとおり。

新複合 交流施設	公共施設	図書館機能	従来行っていた貸出等の基本的なサービスを継続しつつ、情報収集や学習機会の提供機能を強化するとともに、子育て支援機能と連動させるなど、新たに交流や憩いの場も提供できる機能をもった施設とする。
		文化ホール機能	従来の催しを開催できることを前提としつつ、新たな興行等にも対応できる音響や照明、楽屋機能等の設備を導入することで、市民の文化活動の発表から本格的な舞台芸術まで、幅広く文化・芸術を体験できる機能をもった施設とする。
		コミュニティ機能 (公民館機能含む)	市民会館や女性の家、公民館機能として行っていた市民活動や文化活動を継続できる機能を前提に、昨今のニーズに応じた新たな活動や健康づくり、学習機会提供等につながる機能をもった施設とする。
		子育て支援機能	子育て世帯や子ども向けの機能を充実させ、利用者層の拡大を図るとともに、子育てにやさしい地域づくりを目指すものとする。
		出張所機能	旧地域包括支援センター内に設置している矢ノ丸出張所の機能を複合交流施設内に移転する。
		防災機能	大規模災害等によりライフラインが寸断された場合でも、緊急避難場所としての機能を継続させるための防災設備を整備する。
	民間施設	共有機能	交流スペース、事務室・受付窓口、倉庫、玄関ホール、トイレ、給湯室、屋外広場、駐車場ほか必要機能を整備する。
	商業機能	商業機能	公共施設部分と一体的に整備することにより一層の利用促進が図られるものを対象とし、事業者が利益を計上することも可能とする。

3.2 事業スキーム

事業方式

【PFI方式（BTO）+指定管理者制度】

施設の設計から建設、維持管理・運営までを一体的に発注し、民間事業者の創意工夫を最大限に発揮させるとともに、収益性を向上できる事業手法を採用する。

➤ **BTO（Build Transfer Operate）方式：**

地域拠点の整備という事業内容を踏まえ、市が施設を所有することで、市の意思を事業実施に反映しやすくなるとともに、固定資産税等の租税負担がなくコスト面でのメリットが得られる。

➤ **指定管理者制度：**

民間事業者による公の施設の利用許可や利用料金の収受が可能であり、さらに民間事業者の提案に基づく自主事業の実施により、民間ノウハウを活用した施設の管理運営の実現が期待できる。

事業範囲

1. 必須事業

- PFI法に基づき実施する業務であり、本事業内での実施を必須とする。
- 各業務内容の詳細は要求水準書（素案）を参照すること。

1. 統括マネジメント業務

2. 設計業務

3. 工事監理業務

4. 建設業務

5. 開業準備業務

6. 維持管理業務

7. 運営業務

2. 商業機能の実施

- 市の事前の承認を得たうえで、任意事業として自ら提案・実施する収益事業（カフェやレストラン、ショップ等）を実施することができる。
- 対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とする。
- 多様な世代が交流し、賑わいやつながりを醸成する空間の創出に寄与することを目的として、関係法令を遵守し、対象施設の機能を阻害せず、公序良俗に反しない範囲で提案し、実施することができる。
- 整備する複合交流施設内にテナントとして事業者が入居し、事業者の負担によって、内装工事等の建設業務及び運営事務を実施することを想定している。

3. 自主事業

- 市の事前の承認を得たうえで、任意事業として複合交流施設の目的に沿った内容のイベントや講座の開催、物販（自動販売機の設置含む）、広告事業等の自主事業を実施することができる。
- 対象施設又は対象施設用地内において、事業に係る全ての費用をPFI事業者自らの負担で行う独立採算による事業とする。

3.3 事業期間

- 事業期間は令和9年7月から令和28年3月までとする。事業期間中の想定スケジュールは以下のとおり。

	R9年			R10年				R11年				R12年				R13年～	
	6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3	4~
契約																	
設計				18か月													
解体工事				12か月													
建設工事								24か月									
開業準備															3か月		供用開始（維持管理・運営15年）

3.4 サービス対価及び事業者の収入(1/2)

サービス対価

- 市は、本事業の実施にあたり事業者が提供するサービスへの対価として次の費用を支払う。
(詳細は、今後公表する募集要項等に示す。)
- 複合交流施設の設計、工事監理、建設等の施設整備に要する費用（以下、「施設整備費」。）のうち、交付金採択額（最大10億円）及び当該採択額と同額の市負担分を合わせた金額を、一次支払い分として年度ごとの出来高に応じて支払う。
= 対価A
- 施設整備費のうち、対価Aを除いた残額を維持管理・運営期間中において、割賦払い分として均等に支払う。
= 対価B
- 複合交流施設が市に引渡された日から運営開始日までの間に事業者が実施する開業準備に要する費用に相当する対価、及び運営開始日から事業期間終了日までの間に維持管理・運営業務に要する費用に相当する対価を事業契約に基づき支払う。
= 対価C

利用料金収入

- 事業者は、市と協議の上で施設の利用料金を設定し、自らの収入として徴収することができる。
- 利用料金の設定においては、条例の制定と議会承認が必要である。

商業機能及び自主事業の実施による収入

- 商業機能及び自主事業の実施は、事業者の責任において独立採算で実施することを想定している。

3.4 サービス対価及び事業者の収入(2/2)

サービス対価の支払い方法のイメージ



3.5 参加資格要件・実施体制(1/2)

応募者等の構成

本事業の業務内容を実施できる能力及び資金力等並びに参加資格要件を備えた単独の企業又は以下の複数の企業で構成する応募グループとする。

応募者等の一般参加要件及び各業務にあたる企業の個別参加要件の詳細については実施方針を確認すること。

グループ構成 ※一部を除き兼務可能

統括マネジメント企業 統括マネジメント業務にあたる企業

設計企業 設計業務にあたる企業

建設企業 建設業務にあたる企業
(工事監理企業との兼務不可)

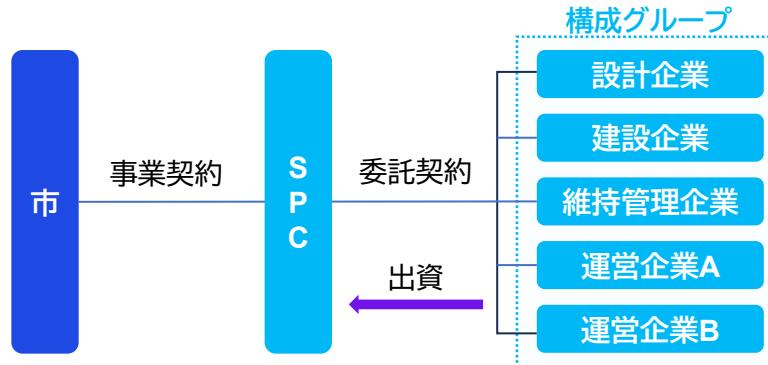
工事監理企業 工事監理業務にあたる企業
(建設企業との兼務不可)

維持管理企業 維持管理業務にあたる企業

運営企業 運営業務にあたる企業

特別目的会社（SPC）の設立

優先交渉権者は、会社法に定める株式会社として、本事業の実施のみを目的とする特別目的会社（SPC）を、安芸市内に設立する。



SPCの構成

代表企業 SPCに株主として出資し、議決権を有する普通株式の保有割合において、最大の出資比率を有する企業

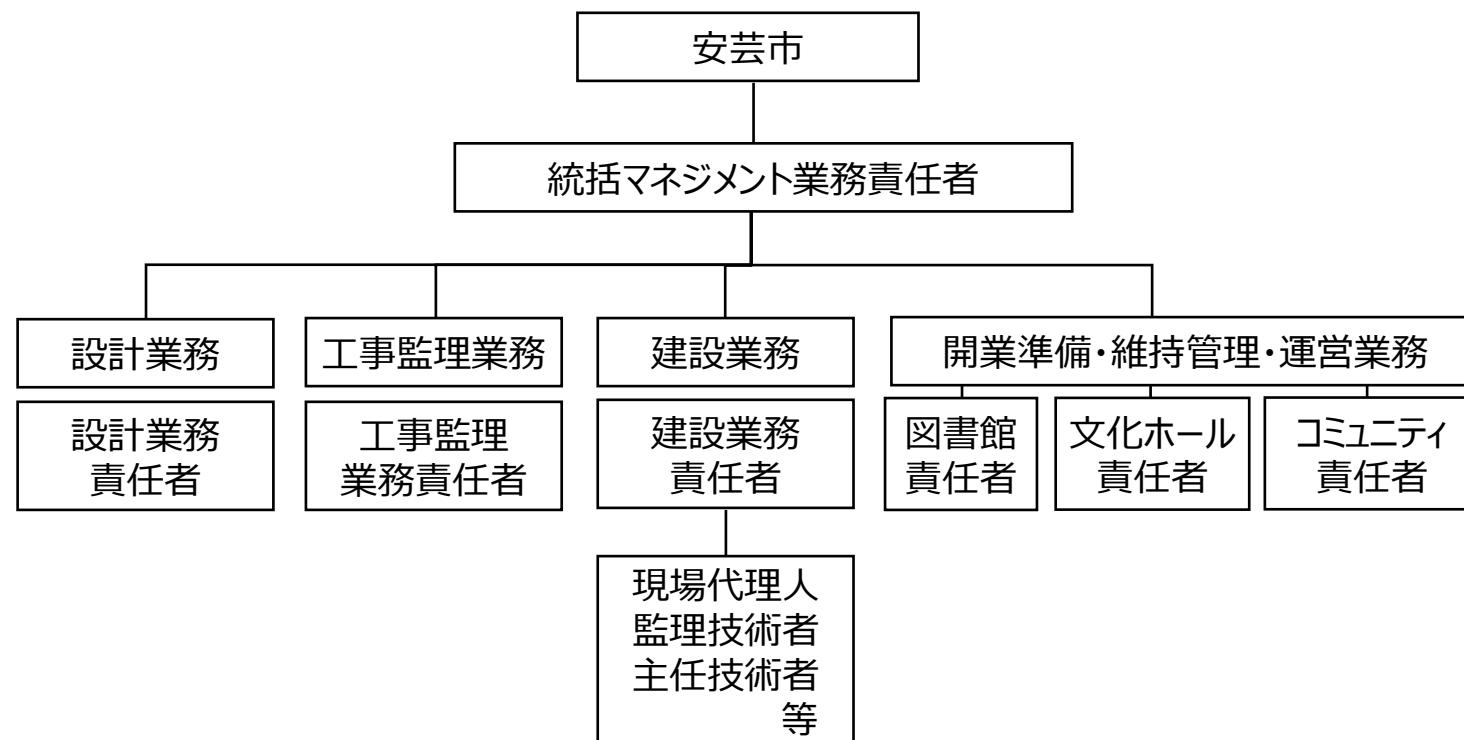
構成企業 構成グループのうち、SPCに株主として出資する企業

協力企業 構成グループのうち、SPCに株主として出資しない企業

3.5 参加資格要件・実施体制(2/2)

実施体制図

- 本事業の実施にあたり、以下に示すように必要な経験や能力を有する業務責任者及び適切な人員を確保し、本事業を確実に遂行できる組織体制を構築すること。
- 複合交流施設の整備であることに鑑み、**設計業務段階から開業準備・維持管理・運営業務に係る責任者が関与することができる体制**を構築すること。



3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準(1/5)

複合交流施設の整備方針

- 各事業コンセプトに対応する整備方針は以下のとおり。
- 事業コンセプト及び整備方針を踏まえつつ、**安芸市の豊かな自然と穏やかな街並みに調和しつつ、現代的な快適さと親しみやすさ**を備えた施設とすること。

	多世代が交わり、地域を活性化させる賑わいの拠点	<ul style="list-style-type: none">複合化のメリットを最大限生かし、各機能が有機的に交わることで、新たな交流や賑わいの場を生み出していく。各所に交流スペースや共用スペース、屋外広場を設けることで、交流や読書、休憩、勉強、市民・文化活動、イベント実施、医療・福祉・子育て支援など多種多様なニーズに対応できる施設とする。
	学びや情報発信、健康増進の拠点	<ul style="list-style-type: none">子ども達のサードプレイスとしての居心地の良さを重視し、学びや創造性を柔軟に高められる空間を提供することを目指す。図書館を複合施設の核と位置づけ、飲食可能な読書スペースや静かなラウンジ、子ども向けコーナーなど多様なニーズに対応した空間を整備する。文化ホールや小ホール、防音スタジオ、軽運動が可能な設備などを備え、地域の文化・健康活動を支える多目的施設とする。
	誰もが安全・安心に利用できる施設	<ul style="list-style-type: none">液状化や津波浸水リスクに対応するため、県庁舎の浸水対策を参考に安全性の高い津波対策を講じるとともに、有事対応体制や防災機能（高所避難場所、防災資機材倉庫など）を整備し、災害への備えを強化する。バリアフリーとユニバーサルデザインを徹底し、大型エレベーター、車いす対応席、授乳室、だれでもトイレ、十分な歩行動線を確保し、多様な利用者が安心して利用できる環境を整える。
	経済性や環境に優れた、持続可能性の高い施設	<ul style="list-style-type: none">50年以上稼働することを前提に、環境負荷を低減しつつ経済性に優れた持続可能な設計を目指す。省エネ機器や再生可能エネルギーの活用、メンテナンス性能の高い設備・部材の使用等によりライフサイクルコストを縮減し、さらに地産木材を積極的に利用して、人と環境にやさしい施設づくりを推進する。
	民間と連携した事業効果の向上	<ul style="list-style-type: none">中心市街地に位置し、官公庁や商業施設が集積する優れた立地を活かし、複合施設内に飲食などの民間商業機能を導入してサービス向上を図る。複雑な機能を有する施設の設計・施工・維持管理には事業者のノウハウを活用し、効率的かつ効果的な整備・運営を推進する。周辺商店街や地元団体と連携し、地域に根差した事業展開を目指す。

3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準(2/5)

複合交流施設の開館予定

- 複合交流施設の開館日は、以下に定める休館日を除く全ての日とする。
- 以下は現施設の運営状況を踏まえた最低水準であるため、各機能が有機的に連携し、利用者の利便性向上に資するよう、より適切かつ合理的な開館日及び開館時間を提案すること。

新施設		開館時間	休館日
公共施設	図書館機能	平日：午前9時～午後7時 休日：午前9時～午後7時	年末年始 (12月29日～1月3日) 特別整理期間 (ばく書 ※2月に1週間程度)
	文化ホール機能	平日：午前9時～午後10時 休日：午前9時～午後10時	年末年始 (12月29日～1月3日)
	コミュニティ機能	午前：午前9時～午後9時	年末年始 (12月29日～1月3日)
民間施設	商業機能	事業者の提案による	

3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準(3/5)

施設全体の要求水準

(1) 建築計画

配置計画		<ul style="list-style-type: none">周辺道路における交通規則等、周辺環境への配慮（事業用地南側の国道55号にある既存のバス停の存置）都市計画との整合複合交流施設内外のつながりを持たせた、一体的にぎわいを創出できる空間づくり など
平面・断面計画	平面	<ul style="list-style-type: none">各施設の特性を把握し、機能性、利便性、諸室のつながりに配慮した平面計画分かりやすく、利用しやすい階段や廊下等の移動空間 など
	断面	<ul style="list-style-type: none">各施設の特性を踏まえ、利便性に配慮した機能的な階層構成快適性や合理性を備えた断面計画 など
意匠計画	外装	<ul style="list-style-type: none">安芸市の豊かな自然と穏やかな街並みに調和しつつ、現代的な快適さと親しみやすさが感じられる外装音環境、断熱性、日除け対策等の室内環境への配慮維持管理に配慮した長期的に機能及び美観が保たれる外装材の使用 など
	内装	<ul style="list-style-type: none">安芸市の豊かな自然と穏やかな街並みに調和しつつ、現代的な快適さと親しみやすさが感じられる内装居心地の良い雰囲気、イメージづくり化学物質を含まない材料の使用床の滑り止め加工等、利用時の安全性への配慮 など
	サイン	<ul style="list-style-type: none">ユニバーサルデザインの導入による分かりやすさへの配慮 など
災害・事故対策		<ul style="list-style-type: none">緊急避難場所としての機能を継続させるための防災設備、非常用発電設備、非常用品や各種防災資機材を備えた備蓄倉庫、屋上避難階段の設置 など

(2) 構造計画

- 「官庁施設の総合耐震計画基準及び同解説」による耐震安全性の構造体の分類を、「人命及び物品の安全性確保が特に必要な施設」で「多数の者が利用する施設」として、構造体：Ⅱ類、建築非構造部材：A類、建築設備：甲類以上とすること。
- 津波浸水エリアに指定されていることや液状化対策等を考慮し、必要な耐久性能及び被災後の迅速な復旧が図れるよう、鉄筋コンクリート造の耐震構造を前提とすること。

3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準(4/5)

(3) 設備計画

共通	<ul style="list-style-type: none">更新性・メンテナンス性の考慮風水害・落雷・断水・停電・大火等の災害の考慮津波の到達想定高さを踏まえた配置計画、浸水防止の工夫による水損の低減複合交流施設の持つべき室内性能の確保、周辺環境への配慮環境保全・安全・操作・経済・保全・耐用及びバリアフリーを踏まえた設備方式の選定省エネルギー、ランニングコストの軽減に配慮した機器の選定及び配置 など
電気設備	<ul style="list-style-type: none">電灯コンセント設備、動力設備、受変電設備、非常用発電設備、幹線設備、構内発電線路設備構内電話設備、携帯電話設備、構内情報通信網設備、テレビ共同受信設備、テレビ電波障害防除設備、放送設備、非常放送設備、インターホン設備、構内通信線路設備防犯設備、火災報知設備、避雷設備、電気時計設備、警備用監視カメラ設備誘導支援設備
機械設備	<ul style="list-style-type: none">空調設備、換気設備、排煙設備熱源設備、ガス設備給水設備、排水設備、給湯設備自動制御設備、衛生器具設備、消火設備、自動体外式除細動器（AED）、昇降機設備

(4) 什器・備品計画

- 什器・備品は各諸室の機能に適したものを使用し、利便性・快適性を確保するとともに、インテリアを含めた、デザインの統一性を図ること。
- 多数の利用者が利用することを想定し、耐久性やメンテナンス性に考慮したものを使用すること

3.6 複合交流施設の整備に関する要求水準(5/5)

機能ごとの要求水準

※以下に記載する定量的基準は目安であり、各機能の質・価値の向上、一体的・効率的な施設運営の観点から、最適と判断する水準を提案すること。

公共施設

図書館機能	一般開架室（開架：約7万冊）、子ども向けスペース（開架：約2.3万冊）、ブラウジングコーナー、地域資料コーナー、PC・視聴覚コーナー、スタディルーム、サービスカウンター・事務室（作業室）、閉架書庫（閉架：約2万冊） <ul style="list-style-type: none">【延べ床面積】 約1,200m²【蔵書冊数】 約9万冊【開架冊数】 約7万冊
文化ホール機能	ホワイエ、客席（常設固定席：500席以上）、舞台（130m ² 程度）、調整室、倉庫・ピアノ庫、搬入口、楽屋、主催者事務室、客用トイレ、スタジオ、親子観覧席
コミュニティ機能	会議室①（大規模、2室）、会議室②（小～中規模、2室）、会議室③（工作室）、調理実習室、和室、小ホール（200m ² 以上、200人程度）、更衣室
子育て施設機能	プレイルーム、休憩コーナー、子ども用トイレ、授乳室、ベビーカー置き場
出張所機能	事務室・受付窓口（他機能の事務室と兼用） ※将来的に複合交流施設内での当該機能の提供を終了する場合に備え、他の用途へ円滑に転換できるよう配置及び構造等を計画すること。
防災機能	緊急避難場所、非常用発電設備、備蓄倉庫、屋上避難階段
共有機能	交流スペース、事務室・受付窓口、倉庫、玄関ホール、トイレ、給湯室、屋外広場、駐車場（30台以上）

民間施設

商業機能	<ul style="list-style-type: none">公共施設部分と一体的に整備することでより一層の利用促進が図られるものを対象とし、事業者が利益を計上することも可能とする。原則は事業者の独立採算による事業実施とし、実施の規模や配置場所、内容等は事業者の提案にゆだねるものとする。その他、チャレンジショップ等の導入も視野に入れながら検討に取り組む。事業の実施にあたっては複合交流施設内的一部を貸し付ける想定であり、必要な貸付料等を徴収する。
------	---

3.7 業務に関する要求水準

※各業務内容の詳細については要求水準書（素案）を確認すること。

統括マネジメント業務	設計業務	工事監理業務	建設業務
<ul style="list-style-type: none">・ 統括マネジメント業務・ 関係者との調整業務・ 総務・経理業務・ セルフモニタリング業務・ その他関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 事前調査業務・ 基本設計及び実施設計業務・ 各種申請・許認可等手続業務・ その他関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 工事監理業務・ その他関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 複合交流施設の整備及び関連業務・ 什器・備品調達及び設置業務・ 既存施設の解体・撤去工事業務・ 完成後業務・ その他関連業務

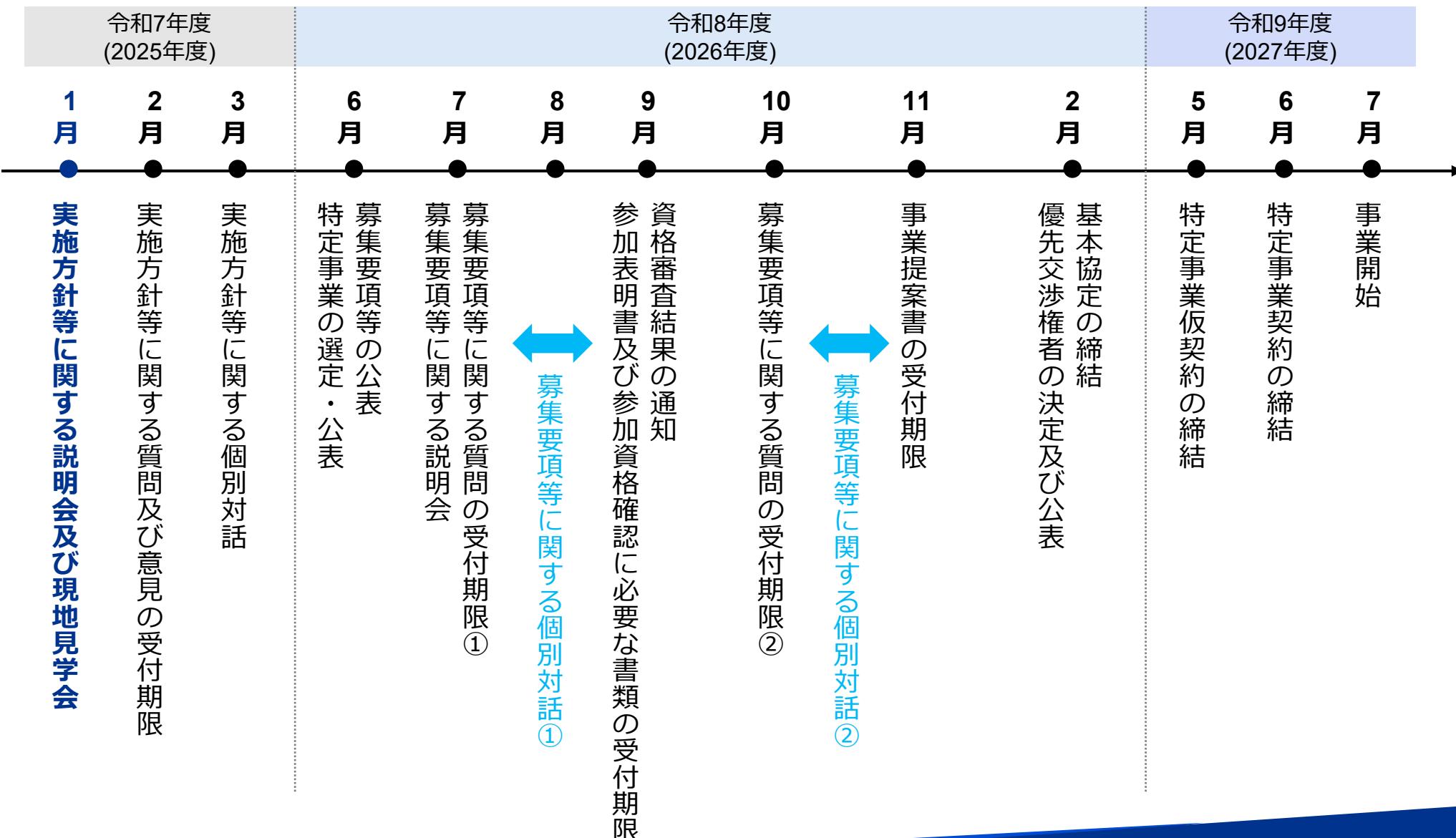
開業準備業務	維持管理業務	運営業務
<ul style="list-style-type: none">・ 維持管理運営計画の作成業務・ 市民参加型ワークショップの開催業務・ 利用規約及び利用料金の策定業務・ 維持管理・運営の準備業務・ 事前広報・情報発信業務・ 開館式典実施業務・ 保険付保業務・ その他関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 建築物保守管理業務・ 設備保守管理業務・ 什器・備品保守管理業務・ 修繕等業務・ 衛生管理・清掃業務・ 保安警備業務・ 外構施設保守管理業務・ その他関連業務	<ul style="list-style-type: none">・ 利用者対応業務・ 広報業務・ 交流促進業務・ 安全管理業務・ 図書館運営業務・ 文化ホール運営業務・ コミュニティ施設運営業務

4

今後のスケジュール

4.1 事業開始に向けたスケジュール

- スケジュールは現時点での予定であり、今後変更が生じる場合がある。



4.2 実施方針等に関する質問及び意見の受付

受付期限

令和8年2月13日（金）15:00（必着）

提出方法

- 「様式2 実施方針等に関する質疑書」（指定様式）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。（電子メール以外の方法による提出は受け付けない）
- Excelファイル形式で提出すること。
- 質問及び意見の内容は、簡潔かつ具体的に記載すること。
- 提出者自身の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれのある内容（特殊な技術やノウハウ等）が含まれる場合は、その旨を明らかにするものとする。

提出先

- 安芸市企画調整課（メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp）

質問及び意見への回答

- 令和8年2月下旬以降に市ホームページへの掲載によって公表する。

4.3 実施方針等に関する個別対話

開催期間

令和8年3月25日（水）～令和8年3月27日（金）

申込期限

令和8年3月13日（金）15:00（必着）

申込方法

- 「様式3 実施方針等に関する個別対話参加申込書」（指定様式）に必要事項を記入し、電子メールにより提出すること。（電子メール以外の方法による提出は受け付けない）
- Wordファイル形式で提出すること。
- 複数企業により構成するグループとして参加することも可能とする。なお、参加者は各社・グループ5名までとする。
- 円滑な日程調整を行うため、**参加可能な日時については可能な限り複数提示**すること。提示した参加可能日時のうち、**希望する順序がある場合には、当該時間枠欄にその旨を追記**すること。なお、希望日時が重複した場合は、先着順により決定する。
- 対話の内容は、個別対話において確認したい事項について簡潔に記載すること。なお、個別対話当日における議論の内容は事前提出した事項に限らない。

提出先

- 安芸市企画調整課（メールアドレス：kikaku@city.aki.lg.jp）

日程割り当て結果の連絡

- 様式3に記載されたメールアドレス宛に、安芸市企画調整課から個別に連絡する。

5

閉会

安芸市
(企画調整課)